

ひかり療育園生活介護事業等
運営事業者募集要項

2021年8月
町田市

目次

| | |
|-----------------------------|-------|
| 募集の経緯 | 3 |
| 第1 事業内容に関する事項 | |
| 1 施設の概要 | 4 |
| 2 現ひかり療育園事業内容（移譲予定の事業） | 4 |
| 第2 応募に関する参加資格と条件等 | |
| 1 応募者の参加資格 | 5 |
| 2 事業実施に関する条件 | 5 |
| 3 生活介護事業について | 6 |
| 4 高次脳機能障がい者相談支援事業について | 7 |
| 5 地域交流事業について | 7 |
| 6 施設貸出事業について | 7 |
| 7 その他 | 8 |
| 第3 土地・建物・補助等に関する事項 | |
| 1 土地に関する事 | 9 |
| 2 既存施設に関する事 | 9 |
| 3 施設整備に関する事 | 10 |
| 4 備品等について | 13 |
| 5 運営収支について | 13 |
| 第4 運営事業者候補者の選定に関する事項 | |
| 1 運営事業者候補者の選定方法 | 14 |
| 2 募集スケジュール | 16 |
| 3 応募までの流れ | 16 |
| 4 応募に関する留意事項 | 18 |
| 第5 運営事業者候補者決定後の流れ | |
| 1 協議について | 19 |
| 2 決定後の取り消しについて | 20 |
| 3 市の免責事項 | 20 |
| 第6 その他 | |
| 1 情報公開 | 20 |
| 2 問い合わせ及び応募書類配布・提出先 | 20 |
| 資料編 | |
| 資料1 物件概要書・各事業詳細・ひかり療育園事業決算 | 22～31 |
| 資料2 事業候補者評価項目 | 32～34 |
| 資料3 提出書類一覧 | 35～37 |

募集の経緯

町田市障がい者福祉センターひかり療育園（以下「ひかり療育園」という）は、1976年に前身として在宅障がい者の「生活実態の調査」と「訪問支援」を兼ねた訪問事業からスタートしました。その後、1980年に現在地で通所施設としてひかり療育園を開園し、1991年に現在の園舎に建て替え、2013年に障害者総合支援法に基づく生活介護事業所となり、現在に至ります。

ひかり療育園は開園以来、町田市直営で事業を実施してきましたが、開園当時と比較すると生活介護事業所の増加、民間事業者のサービス水準及び専門性の向上等により、事業を取り巻く環境が大きく変化してきています。そのため、今後運営していくにあたり現在および将来に亘るニーズを見据えた事業のあり方について検討することが必要となりました。幅広い知見を得るため、外部有識者で構成された町田市ひかり療育園あり方検討委員会にてご意見をいただき、そのご意見を基に庁内でも検討を重ねました。検討の結果、ひかり療育園の今後の運営体制として、民間事業者のノウハウを活かした「民営化」が適しているとの結論に至りました。

本公募は、2022年4月からひかり療育園を「民営化」するために、民間事業者の募集を行うものです。

第 1 事業内容に関する事項

1 施設の概要

| | |
|------|--|
| 所在地 | 町田市忠生3丁目6番2号 |
| 敷地面積 | 3097.91 m ² （駐車場、グラウンド含む） |
| 延床面積 | 1531.64 m ² （1階：1048.84 m ² 2階：414.00 m ² ） |
| 容積率 | 200% |
| 建蔽率 | 60% |
| 用途地域 | 準工業地域 |
| 建築年月 | 1991年（平成3年）4月 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造（地上2階建て） |

※施設に関する敷地面積等の詳細は「資料 1 物件概要書」を参照。

2 現ひかり療育園事業内容（移譲予定の事業）

| 事業名称 | 利用対象者 | サービス内容 |
|---|--|---|
| 生活介護事業 障害者 総合支援法 第5条第7項 第29条第1項 | 1日あたりの定員25名 身体障がい者、知的障がい者の方で、障害支援区分3以上の方。 ※50歳以上は区分2以上 | 食事、着替え、排泄、口腔ケア、服薬管理、入浴等の生活支援。文化的活動、創作的活動 レクリエーション・スポーツ、季節行事、個別活動等の活動支援。 ※その他、音楽療法士による音楽活動や、作業療法士、理学療法士、内科医、整形外科医、精神科医の健診及び健康相談。 |
| 高次脳機能障がい者相談支援事業 | 町田市内在住の18歳から65歳未満の高次脳機能障がいの方。 | 退院後の生活や社会参加、社会復帰などの相談。必要に応じ、面談や訪問。 |
| 地域交流事業 | 地域住民など。 | 毎年8月にひかり療育園で開催する夏祭り、通称「センターまつり」を通じ、地域の方々や他施設の方々との交流をはかる。 |
| 施設貸出事業 | 福祉団体など。 | 生活介護事業に支障がない範囲で、ホールや会議室を貸し出しする。 |

第2 応募に関する参加資格と条件等

1 応募者の参加資格

参加を希望する事業者は、審査書類提出時点及び契約締結時点において、次のすべての条件を満たしていることが必要です。

- (1) 社会福祉法人、特定非営利活動法人または一般社団法人であること。
- (2) 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護に係る同法第29条第1項の指定を受けて、その指定に係る生活介護を5年以上行っていること。
- (3) 町田市入札参加資格停止措置要綱（昭和62年5月1日適用）による入札参加資格停止措置または町田市契約における暴力団排除措置要綱（平成21年12月1日施行）による入札参加資格停止措置期間中でないこと。
- (4) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税の滞納がないこと。
- (5) 経営不振の状態にないと認められること。
- (6) 町田市の障がい者行政を理解し、且つこれに協力すること。

2 事業実施に関する条件

- (1) 生活介護事業、高次脳機能障がい者相談支援事業、地域交流事業、施設貸出事業について町田市と運営方法を協議のうえ、実施すること。※資料編-資料1参照
- (2) 運営開始期日を2022年4月1日とすること。
- (3) 民営化後、最低30年間は運営を継続すること。
- (4) 施設名称については、「ひかり療育園」の名称を用いること。建替え等に伴い、名称を変更する場合も原則的には「ひかり療育園」を名称の中に用いることとし、利用者・家族からの意見聞き取り、及び合意形成に努めながら市との協議も経たうえて、運営事業者が決定するものとする。
- (5) 当園現行の職員で移譲後も従事を希望する者については、継続雇用に努めること。
- (6) 開設から5年間は事業計画書、報告書を年に一度、市に提出するとともに、市から資料の提出を求められた場合はそれに応じて対応すること。6年目以降の報告については市と協議のうえ、決定する。
- (7) 事業者の定款変更、事業計画の重要部分の変更等について、随時報告すること。
- (8) 利用者・家族と定期的に情報交換を行い、連携を図ること。また、運営内容に大きな変更が生じる場合は、利用者・家族等の理解を得るよう努めること。
- (9) 町内会、近隣施設等との連携や協力関係を構築し、地域福祉の増進に努めること。
- (10) 企画提案内容を遵守すること。

3 生活介護事業について

- (1) 身体障がい者、知的障がい者、ならびに高次脳機能障がいの診断を受けた障がい者、その他運営事業者が必要と認めた者を対象とすること。
- (2) 1日あたりの利用定員は、20名以上で運営事業者が定める人数とすること。
(2021年時点の現定員25名)
- (3) 開所日は原則毎週月曜日から金曜日とし、祝日や年末年始等その他の日の取り扱いについては事業者が定めるものとする。サービス提供時間についても、現行の水準以上とすること。
- (4) 事業移譲後については、生活介護サービスにかかる職員の配置を、以下の条件を満たすよう配置すること。

① 2022 年度

下表に示す人数を下回ることのないよう職員を配置し、かつ、生活介護サービス費の算定における人員配置体制加算（I）（1.7：1）の基準を維持すること。

| 職種 | 配置人数 | 備考 |
|------------|------|-----------------|
| サービス管理責任者 | 1人 | 施設管理者との兼務も可。 |
| 生活支援員（主任級） | 1人 | 生活介護のリーダー格正規職員。 |
| 生活支援員* | 14人 | 入浴支援に従事する職員も含む。 |
| 看護師* | 2人 | |

(注1) 本表の人数は、2020年度のひかり療育園生活介護現場における職員の従事状況を参考に算出している。

(注2) ※のある職種については、常勤・非常勤の配置割合は法人が定めてよい（無い職種は、原則として常勤職員を充てること）。

② 2023～2026 年度

生活介護サービス費の算定における人員配置体制加算（I）（1.7：1）の基準を維持しつつ、法人が適正に人員を配置すること（同人員配置体制の基準内であれば、①の人数を見直してよい）。

③ 2027 年度以降

前年度までと同等のサービスを提供できるよう、人員配置体制を構築すること。

- (5) 現在の利用者について、希望者には必ず継続利用を可能とすること。
- (6) 現在行っている入浴サービスを、引き続き実施すること。
- (7) 入浴の支援にあたっては、男性利用者に対する女性職員の一部支援を除き、同性による支援とすること。

- (8) 排泄の支援にあたっては、同性による支援とすること。
- (9) 現在の送迎サービス利用者について、希望者には必ず継続利用を可能とすること。
- (10) 現在実施している生活介護事業のサービスの中で、費用負担を求めているサービスについては引き続き、原則費用負担を求めないこと。
- (11) サービス全般について水準を維持し、将来的に向上できるように努めること。
- (12) 利用者が通所を継続できるように、個々の特性にあった支援を行うこと。
- (13) 通所施設の利用希望があるにも拘らず、その利用に繋がらない市内在住の障がい者について、関係機関と連携しながら受入れに努めること。

4 高次脳機能障がい者相談支援事業について

- (1) 65歳未満の高次脳機能障がい者を対象とした下記の相談等業務を市から受託すること。
 - ① 個別相談
相談の受付は原則毎週月曜日から金曜日とし、祝日や年末年始等その他の日の取り扱いについては事業者が定めるものとする。受付の時間についても、現行の水準以上とすること。
 - ② ひかりサロン※1の運営（月1回程度）
※1 高次脳機能障がい者の集団活動や情報交換、専門職による相談を実施
 - ③ 高次脳機能障がい関係機関連絡会の事務局運営
 - ④ 高次脳機能障がいに関する福祉講座の企画の実施
 - ⑤ ひかりサロン家族会※2に対するサポート
※2 高次脳機能障がい者の家族会
- (2) 作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、音楽療法士等の専門職と連携すること。
- (3) 委託料は、東京都が実施する区市町村高次脳機能障害者支援促進事業補助金の交付基準額に準ずる（2021年度については 4,102,000円）。
- (4) 現在のひかりサロン利用者について、希望者には必ず継続利用を可能とすること。

5 地域交流事業について

毎年8月にひかり療育園で開催してきた夏祭り、通称「センターまつり」のように、地域の方々や他施設の方々との交流をはかるための行事を開催すること。

6 施設貸出事業について

- (1) 障がい者への福祉の増進や余暇活動の支援、地域住民の活動の場を提供する等、地域貢献を目的とし、施設貸出を行うこと。

- (2) 各種団体への施設貸出は、現在ひかり療育園が行っているものと同様に継続すること。
- (3) 各種団体への施設貸出にあたっては、5 年間は施設の使用料を徴収しないこととし、それ以降は市と協議し、決定すること。
- (4) 現在運用中の貸出にかかる規定については、内容が大きく変わらない範囲で運営事業者が定めること。
- (5) 施設貸出をする団体の決定権は、運営事業者が有すること。ただし、現在ひかり療育園の施設貸出を既に利用している団体については、原則継続利用を可能とすること。
- (6) 園舎建替えとなり、新施設となった場合でも施設貸出は継続実施すること。なお、園舎の建替えまたは改修期間中の施設貸出は休止してもよい。

7 その他

(1) 二次避難施設（福祉避難所）

地震・風水害等の大規模災害時は、市からの要請に応じて要配慮者を受け入れる「二次避難施設」としての役割を担うものとし、市と協定を結ぶこと。また、市（障がい福祉課）との協議のうえ、仮園舎・新園舎または改修後も同様の役割が担えるように努めること。

(2) ストマ装具保管事業

- ① 市が実施するストマ装具保管事業の保管場所として、園内でストマ装具を保管すること（2021 年度 8 月時点で 10 名利用）。
- ② 障がい福祉課からの年 1 回の呼びかけに応じて、ストマ装具の交換に訪れる市民の対応を行うこと。
- ③ 園舎の建替えまたは改修後の協力内容については、市（障がい福祉課）と別途協議のうえ、決定すること。

(3) 障がい福祉人材育成のための取り組み

障がい福祉に携わる人材の育成や障がい理解の推進を目的とし、実習や研修の場として協力する他、ボランティアを積極的に受入れること。

(4) 事業引継ぎ

民間移譲前の一定期間、現場において運営事業者と現行の職員が共同で利用者の支援を行い、利用者の個々の特性や対応方法等について確認及び把握することを目的に次のとおり事業の現場引継ぎを実施すること。

① 引継ぎ期間

2022 年 1 月 4 日 から 2022 年 3 月 31 日まで

② 費用負担

市が運営事業者と協議のうえ、予算の範囲内で引継ぎにかかる経費を支払うものとし、別途運営事業者と業務委託契約を締結する予定とする。

第3 土地・建物・補助等に関する事項

1 土地に関すること

- (1) 事業移譲に際し、事業用地は現在のひかり療育園所在地（市有地）を貸し付けるものとし、市有財産使用貸借契約を締結するものとする。
- (2) 貸付期間は30年間とする。貸付期間満了後についても、市と事業者の協議のうえ、使用期間を更新することができる。
- (3) 貸付料については無償とする。
- (4) 貸付予定地は、障害福祉サービス事業、若しくは、それに付随する取り組みとして本募集において提案した事業以外の用途に使用してはならない。
- (5) 貸付予定地について、第三者への転貸、使用借権の譲渡、および、使用借権を担保の用に供することを禁ずる。
- (6) 貸付予定地の維持管理にかかる費用は、事業者の負担とする。なお、園舎施設の維持管理にかかる事項は、別項に定める。
- (7) 貸付予定地に新施設を建設する等の目的で地質調査・造成工事等を行う際の費用は、事業者の負担とする。
- (8) 貸付期間満了後は、貸付予定地に設置している施設・設備等につき、事業者の負担で撤去のうえで整地し、更地の状態で市へ返却すること。なお、市が施設・設備等の撤去を不要と判断した場合は、この限りではない。
- (9) ひかり療育園の敷地のうち、園舎西側の駐車場およびグラウンド（町田市忠生3-6-3）部分については、市と地元町内会との間で取り交わした覚書に基づき、地域住民が町内会活動等で使用している。そのため、貸付予定地の貸付期間中は、当該部分の駐車場およびグラウンドとしての機能を維持するとともに、地域住民が使用することについて配慮すること。なお、事業者は事業移譲の際に、当該覚書に規定される協力関係を尊重し、原則的にその関係性を引継ぎ、事業者、地元町内会、市の3者で覚書を取り交わすこと。

2 既存施設に関すること

- (1) 事業移譲に際し、既存施設（園舎及び各種設備）については、市と事業者との契約に基づき、無償で譲渡する。ただし、当該譲渡に関する契約は、町田市議会での議決を経た後に本契約を取り交わすものとする。なお、市議会の議決が得られなかった場合、及び否決された場合においても、法人が申請に要した費用などについて、市は一切補償し

ない。

- (2) 既存施設の譲渡後の施設維持管理および修繕等は、事業者の費用負担のもと実施する。
- (3) 現園舎は建設後30年を経過しているため、長期間継続使用していく場合は大規模な改修を要するが、当該改修については本項の維持管理・修繕とは別に規定する。
- (4) 修繕を要する箇所（大規模な改修にあたらぬ、比較的小規模なもの）について、市がこれまで継続使用してきたことに起因する劣化等が原因であり、当該部分の修繕を行わないことでサービスの継続に支障が生じる場合、市と事業者との協議のうえ定めた一定額を超える修繕については、市が費用負担する。

3 施設整備に関すること

- (1) 現園舎は建設後30年を経過しており、事業移譲後、事業者が長期にわたって事業を継続していくことを見据え、施設整備の必要性が高まっている。
- (2) 園舎施設の整備については、下記に示す2つの手法から、応募者が想定する事業プランに沿う整備手法を選択し、別紙所定の提案書にて提案すること。

<本案件における施設整備手法>

- 建替え…現園舎を撤去し、新たな園舎を建設すること
- 改修…現園舎の設備について修繕を行い、工事後も引き続き使用し続けること

- (3) 本件への応募にあたり、事業者は建替え・改修どちらかの一方の手法を選択したうえで、別紙所定の提案書に記載して提案すること。

【建替えの場合】

- ① 新園舎は、事業者が主体となって建設するものとする。
- ② 新園舎について、現園舎では行っていない新たな機能の付加、新サービスの展開等により、サービス水準の向上を図るよう努めること。具体的な機能については、本件への応募において法人から提案すること。
- ③ 建替えの時期については、事業移譲の5年後である2027年度から、建替え後の新園舎での営業を開始できるよう、工期等を設定すること。ただし、事業推進の過程で不測の事態があった場合、市と事業者との協議のうえ、1年間時期を延期することができるものとする。時期の延期については、事業移譲後最大10年までを限度とする。
- ④ 新園舎の建設費用については、事業者の自己資金のほか、国庫補助や都補助ならびに市単独の補助等を活用して事業者が工面すること。費用負担の見込みについては、別紙所定の提案書にて提案すること。

<施設整備等にかかる資金>

| | |
|------------------|--|
| <p>国庫補助</p> | <p>国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助交付要綱」に基づき、事業者が東京都を通じて国庫補助協議を行い、提案事業が採択された場合、事業費の一部を国庫補助により賄うことができる。なお、本補助制度は、公立施設を民間に移譲・貸与等する際に必要となる施設整備は、原則地方負担により対応すべきものとなっていることから、今回移譲となる事業に係る整備については、国庫補助の対象外となる。ただし、新たな機能やサービスに係る整備については、補助の対象となる場合があるため、事前に東京都障害者サービス情報に掲載している補助事業の資料等を参照し、東京都に確認したうえで費用負担見込みを積算すること。</p> <p><東京都障害者サービス情報ホームページ> URL ; https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp 東京都障害者サービス情報 > 書式ライブラリー > G 障害者の生活基盤整備 > 障害者(児)施設整備費補助</p> |
| <p>都補助</p> | <p>東京都では、社会福祉法人等が設置する障害者(児)施設の施設整備に要する経費について、予算の範囲内で一部補助を行っている。なお、今回移譲となる事業に係る整備については、補助の対象外となるが、新たな機能やサービスに係る整備については、補助の対象となる場合があるため、事前に東京都障害者サービス情報に掲載している補助事業の資料等を参照し、東京都に確認したうえで、費用負担見込みを積算すること。</p> <p><東京都障害者サービス情報ホームページ> URL ; https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp 東京都障害者サービス情報 > 書式ライブラリー > G 障害者の生活基盤整備 > 障害者通所施設等整備費補助</p> |
| <p>市単独補助（創設）</p> | <p>国庫補助の制度とは別個に、ひかり療育園の施設整備に関する補助を、市が新たに創設する。補助額については、本プロポーザルにおける提案内容を参考に、市が予算の範囲内で支弁する額を決定する。</p> <p>なお、本項で想定する補助については、予算について町田市議会の議決を経た後に確定する。</p> |
| <p>借入金制度</p> | <p>独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業を申請する場合は、確実な返済が見込める借入計画とすること。</p> |

- ⑤ 国庫補助及び都補助の交付を見込んだにも拘らず、協議の結果、事業が不採択となった場合、当該補助見込み分の負担については、別途市と事業者の協議を要するとともに、事業規模等を検討する必要があるため、留意すること。

- ⑥ 国庫補助と都補助については、どちらか一方の補助制度のみの申請・補助となるため、積算に留意すること。
- ⑦ 新園舎は現園舎の所在地（町田市忠生 3-6-2）へ建設するものとする。ただし、事業者が町田市内の別の土地を新園舎建設用地として確保できる見込みがあり、そのことについて市と協議のうえ、市が承認した場合に限り、他の場所を建設地とすることができる。

【改修の場合】

- ① 現園舎の改修については、市が費用を負担して実施する。
- ② 改修については、給排水・配電等、施設の基盤的な部分について行うものとし、改修後 25 年間の耐用を目標に、市と事業者との協議のうえで範囲を設定する。
- ③ 改修工事の実施時期については、事業移譲の 5 年後である 2027 年度から、改修後の園舎での営業が開始できるよう、市と事業者との協議のうえ、工期等を設定する。
- ④ ②の改修工事に併せて、機能付加・向上を目的とした工事（機能付加工事）も実施する場合、当該機能付加工事に相当する分は事業者が費用を負担して実施するものとする。また、機能付加工事に関する提案は、別紙施設整備提案書の所定欄に記載すること。
- ⑤ その他、改修の場合に、上記工事費用以外に想定される費用負担等が現時点で見込まれる場合、別紙施設整備提案書の所定欄に記載すること。

【工事期間中のサービスおよび仮園舎について】

- ① 園舎建替えまたは改修工事期間中も、生活介護サービスならびに高次脳機能障がい者相談支援事業について、休止することなく、かつ、従前のサービス水準を維持しながら運営を継続すること。ただし、施設貸出事業については、園舎建替えまたは改修の工事期間中は休止してもよい。
- ② 園舎建替えまたは改修期間中に、現園舎以外の場所でサービスを行うための代替的な施設（仮園舎）については、原則的に市が用意する。当該仮園舎の土地・建物の使用料は、市と事業者との協議のうえ、決定する。
- ③ 仮園舎での事業実施期間中にかかる事業運営経費（清掃・保守点検費用等）については、事業者が負担するものとする。また、現園舎から仮園舎、仮園舎から新園舎（または改修後園舎）への移転（引越し）にかかる費用についても、事業者が負担するものとする。
- ④ 仮園舎の用意にあたり、事業者が、市が用意するよりも低廉な価格で仮園舎を設置することが可能であれば、当該仮園舎の準備費用相当分を市が補助する形での仮園舎設置もあり得る。この場合、事業者が設置する仮園舎は、現園舎と比較して機能面を大きく損なうことの無いよう、市と協議のうえで設置を決定する。事業者が用意した仮園舎につき、使用後にひかり療育園仮園舎以外の用途へ転用する場合は、

ひかり療育園仮園舎としての使用期間と当該転用後期間との割合から、市と事業者が按分して費用を負担する。

- ⑤ 事業者が、既存の法人所有施設を活用する等して、建替え期間中の仮園舎を用意する必要がない場合、その旨を企画提案書に記載すること。ただし、活用する既存施設については、現利用者の送迎に支障が生じないように、原則、町田市内に所在する施設を用いるものとする。
- ⑥ 現在の園舎所在地に新園舎を建設する場合および園舎改修により現園舎を継続使用する場合において、現園舎西側の駐車場およびグラウンド（町田市忠生 3-6-3）部分については、工事期間中から工事後のいずれの期間においても、駐車場およびグラウンドとしての機能を損なわず使用できる状態を保つこと。当該地については、仮園舎を設置する敷地として使用しないこと。

4 備品等について

ひかり療育園で現在所有している備品・物品については、PC・OA機器類・電話機を除き、契約に基づいて市から事業者へ無償譲渡する。

5 運営収支について

事業の移譲後は、サービス水準を維持しつつ、長期的に持続可能な施設として運営ができるよう、毎年度の収支状況を的確に把握し、計画的な事業運営を行うこと。

- (1) 事業移譲後 6 年間の運営収支見込みについて、別紙企画提案書に見積もること。当該収支を見積るにあたっては、その根拠となる利用者数・職員数等の見込みについても、書式に従って記載すること。また、見積にあたっては、添付するひかり療育園の 2019 年度収支決算にかかる資料も参考にすること。
- (2) 上記運営収支の見込みにおいて、支出額の超過が見込まれる場合、施設運営が安定化するまでの間のサービス水準維持を目的として、運営移譲から 5 年間で市から運営費の補助（市単独補助）を行う。当該運営費補助として要する金額については、別紙提案書の所定欄に記載すること。なお、運営費補助額を見積もるにあたっては、下表に記載する市の補助上限額の範囲内で積算すること。但し、上限額を越える提案は無効とする。なお、運営費補助額は運営収支の改善に従い、その規模を縮小させていくことを原則とする。

【補助上限額】

| 1 年目 | 2 年目 | 3 年目 | 4 年目 | 5 年目 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 65,000 千円 | 55,000 千円 | 50,000 千円 | 45,000 千円 | 35,000 千円 |
| 5 年総額 250,000 千円 | | | | |

- (3) 上記の補助上限額より低額な金額を提案した場合は、妥当性や費用対効果などを判断したうえで高い評価を行う。なお、提案された金額では運営に支障が生じると判断される場合は低い評価となる。
- (4) 前項に記載する市からの運営費補助金については、市が予算の範囲内から支弁する。また、補助の実施については、町田市議会において予算案の議決を経てから確定するものとする。

第4 運営事業者候補者の選定に関する事項

1 運営事業者候補者の選定方法

運営事業者候補者は、公募型プロポーザル方式により選定する。このプロポーザルは契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者または業務責任者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者が提出した提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を運営事業者候補者として特定する。

(1) 評価委員会による評価の実施

運営事業者候補者の選定にあたっては、公正及び公平性を確保することを目的として設置された「ひかり療育園生活介護事業等運営事業者評価委員会」（以下「評価委員会」という）が提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングにより評価を行うものとする。なお、評価委員会の会議は、非公開で実施する。

(2) 一次審査

申込受付終了後、一次審査を行う。一次審査については、応募者が本募集要項の「第2 応募に関する参加資格と条件等」の「1 応募者の参加資格」を満たしているかについて審査する。一次審査通過者には、電子メールで「二次審査案内」を送付し、二次審査を行う日時を指定する。

(3) 二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

一次審査通過者を対象として、評価委員会による二次審査を次のとおり実施する。

| | |
|----|--|
| 日時 | 2021年10月中旬 集合時間については二次審査案内の通知にて指定 |
| 会場 | 町田市障がい者福祉センターひかり療育園（町田市忠生3-6-2） 2F 会議室 |
| 内容 | ① プレゼンテーション 提出した提案書等の内容について説明（20分以内） ② ヒアリング 評価委員からの質問に簡潔に回答（20分以内） |

| | |
|-----|--|
| 説明員 | 原則として、契約締結後に責任者になる予定の方が説明及び回答を行うこと。 会場に入室できるのは4名以内とし、入室する4名は、事業者名、施設名等を表示した衣類やバッジ等、事業者を特定できるようなものを身につけないこと。 |
|-----|--|

(4) 二次審査の評価項目

評価における項目は、事業候補者評価項目（資料2）を参照。

(5) 運営事業者候補者の決定及び公表

市は、評価委員会による評価を踏まえて運営事業者候補者を決定し、応募者に対しての通知とともに、町田市のホームページにおいて公表する。なお、選定された運営事業者候補者は、本件公募において、優先的に交渉できる地位を得るものとする。

(6) 総合評価点が同点の事業者が2事業者以上ある場合

総合評価点が同点の事業者が2事業者以上ある場合は、次のとおり順位を決定する。

- ① 評価項目「2 生活介護事業のサービス維持・向上」の評価点が高い順に事業者の順位を決定する。
- ② ①の場合においても同点の場合は、評価項目「4 運営費補助・施設整備計画・新規事業の提案について」の評価点が高い順に事業者の順位を決定する。
- ③ ②の場合においても同点の場合は、抽選により順位を決定する。

(7) 運営事業者候補者の辞退、失格、市との協議が不調の場合

評価委員会の評価を踏まえて選定された運営事業者候補者が辞退、失格、若しくは市との協議が不調となった場合は再度公募を行い、新たな運営事業者候補者を選定する。

(8) 最低制限基準に満たなかった場合

審査項目の合計点数が最低制限基準（6割）に満たない場合は失格とする。また、応募者が1事業者の場合でも、最低制限基準（6割）に満たない場合は、運営事業者候補者を決定せず、市はその旨を公表し、再度公募を行う。

(9) 審査対象からの除外

- ① 応募資格を満たしていないと判明した時。
- ② 市からの応募書類の補正の求めに対し、これに応じない時。
- ③ 応募書類の補正に時間がかかる時。
- ④ 不正な行為があったと判明した時。
- ⑤ 指定した事項に従わない時。
- ⑥ その他関係法令、本募集要項の定めに基づいていない応募であると市が認める時。
- ⑦ 審査前に辞退した時。

2 募集スケジュール

| 手続き等 | 期限等 |
|---------------------------|------------------------|
| 募集要項の公表 | 2021年8月6日(金) |
| 資料配付(ホームページ掲載期間) | 2021年8月6日(金) |
| 施設見学及び説明会参加受付 | 2021年8月6日(金)～8月13日(金) |
| 施設見学及び説明会開催 | 2021年8月16日(月)～8月20日(金) |
| プロポーザル参加申請書受付 | 2021年8月6日(金)～8月23日(月) |
| プロポーザル参加申請書受理票送付 | 2021年8月25日(水) |
| 質疑の提出 | 2021年8月27日(金)～9月3日(金) |
| 質疑の回答 | 2021年9月9日(木) |
| 応募書類の作成、提出 | 2021年9月10日(月)～9月22日(水) |
| 一次審査(書類審査) | 2021年9月27日(月)～9月30日(木) |
| 一次審査結果通知・二次審査案内 | 2021年10月1日(金) |
| 二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング) | 2021年10月中旬 |
| 評価、採点 | 2021年10月中旬 |
| 結果通知、結果公表 | 2021年10月下旬 |
| 契約内容の調整、仕様書の決定 | 2021年11月上旬 |
| 基本協定締結、仮契約 | 2021年11月中旬 |
| 市議会への議案上程 | 2021年12月 |
| 本契約 | 2022年1月上旬 |

3 応募までの流れ

(1) 募集要項の配布

募集要項及び各資料について、下記のとおり配布及び掲載する。

| | |
|------|---|
| 配布開始 | 2021年8月6日(金) |
| 配布場所 | 町田市障がい者福祉センターひかり療育園 (町田市忠生3-6-2) |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・開所日午前9時～午後5時まで、ひかり療育園窓口で募集要項を配布する。 ・募集要項の配布期間中、町田市ホームページに募集要項及び各資料を掲載する。 <p><町田市ホームページ>※ダウンロードのうえ、使用すること。</p> <p>URL ; http://www.city.machida.tokyo.jp</p> <p>事業者の皆さんへ > 入札・契約 ></p> <p>プロポーザルによる契約案件の公表 > 公募型プロポーザル</p> |

(2) 施設見学及び説明会【任意】

対象施設のひかり療育園について、下記のとおり施設見学及び説明会を開催する。

| | |
|------|---|
| 開催日時 | 2021年8月16日(月)～2021年8月20日(金) |
| 開催場所 | 町田市障がい者福祉センターひかり療育園 (町田市忠生3-6-2) |
| 参加人数 | 応募した1事業者につき3名まで |
| 提出書類 | 様式11「施設見学及び説明会参加申込書」 |
| 受付期間 | 2021年8月6日(金)～2021年8月13日(金) |
| 提出方法 | 電子メールまたは持参のどちらかの方法を選択し、次の宛先へ提出すること。 ①電子メール mcity5050@city.machida.tokyo.jp ②持参 ※開所日午前9時～午後5時まで 町田市障がい者福祉センターひかり療育園 (町田市忠生3-6-2) |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">施設見学及び説明会への参加は必須ではない。電子メール及びFAXによる申込書提出の場合には、電話にてひかり療育園まで受信確認を行うこと。当該受信確認がない場合、回線障害や機器の不調等で受信ができなかった場合でも、市は一切の責任を負わない。持参での申込書の提出については、開所日午前9時～午後5時までの間でひかり療育園窓口にて受付を行う。 |

(3) プロポーザル参加申請書の提出

このプロポーザルに参加を希望する事業者は下記のとおり提出すること。

| | |
|------|---|
| 提出書類 | 様式1「プロポーザル参加申請書」・様式2「誓約書」各1部 |
| 提出期間 | 2021年8月6日(金)～2021年8月23日(月) ※開所日午前9時～午後5時まで |
| 提出場所 | 町田市障がい者福祉センターひかり療育園 (町田市忠生3-6-2) |
| 提出方法 | 持参または郵送(期限までに必着) |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">期間内にプロポーザル参加申請書の提出がない場合は、質疑書・応募書類の提出及び一次審査など、今回のプロポーザル選考に参加することはできない。 |

(4) 募集要項等に関する質疑【任意】

質問事項があった場合は「質疑書」に記載し、下記のとおり提出すること。

| | |
|------|--|
| 提出書類 | 様式12「質疑書」 |
| 受付期間 | 2021年8月27日(金)～2021年9月3日(金) |
| 提出方法 | 電子メール |
| 提出先 | mcity5050@city.machida.tokyo.jp |

| | |
|------|---|
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・「質疑書」の受付は、<u>参加申請書を提出した事業者のみ対象</u>とする。 ・「質疑書」添付のうえ、指定のメールアドレスへ送信すること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>送信の際の件名は次のとおりとする。</p> <p>件名：【参加者番号】＋参加事業者名＋送信年月日</p> <p>例：【12345】社会福祉法人▲▲▲20210820</p> <p>(社会福祉法人▲▲▲が2021年8月20日に質疑書を送信した場合)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・電子メールを送信した際は、ひかり療育園に電話のうえ、受信確認を行うこと。当該受信確認がない場合、回線障害や機器の不調等で受信ができなかった場合でも、市は一切の責任を負わない。 |
| 回答 | <ul style="list-style-type: none"> ・質疑提出者を特定し得る情報等を除き、受け付けた質疑に対する回答を全て取りまとめ、プロポーザルに参加する全事業者へ「質疑回答書」を添付した電子メールを送信する形で回答する。 ・プロポーザルに参加する全事業者へ通知後、「質疑回答書」は町田市ホームページにも同様に掲示する。なお、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質疑内容が不明瞭なものなど）によっては回答しない場合がある。 |
| 回答日 | 2021年9月9日（木） |

(5) 応募書類の提出

応募書類の提出については下記のとおり提出すること。

| | |
|------|---|
| 提出書類 | 別紙 提出書類一覧（資料3）参照 P.35 |
| 提出期間 | 2021年9月10日（金）～ 2021年9月22日（水） ※開所日午前9時～午後5時まで |
| 提出場所 | 町田市障がい者福祉センターひかり療育園（町田市忠生3-6-2） |
| 提出方法 | 持参または郵送（期限までに必着） |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・持参の場合は開所日午前9時～午後5時までの提出とする。 ・郵送の場合は受付期間内に必着とし、配達日時を証明できる方法で送付すること。なお、提出を受けた書類は一切返却しない |

4 応募に関する留意事項

(1) 公正な応募の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触することのないように留意すること。また、この募集要項に定めるもののほか、関係諸法令を遵守すること。

(2) 提出書類の差替えの禁止

提出期限以降の提出書類の差替え及び再提出は原則不可とする。

(3) 公募期間の延期等

市が必要と認める時、公募の延期や中止または取り消すことがある。

(4) 提案の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する提案は無効とする。

- ① 提案書に応募者の記名及び押印がなされていない場合。
- ② 提案書の記載事項の漏れ、誤記等により内容が確認できない場合。
- ③ 応募に関し不正な行為をした者の提案。
- ④ 提案書類に虚偽の記載があった場合。
- ⑤ 参加する資格のない者がした提案。

(5) 費用の負担

応募者の応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

(6) 使用言語、単位及び通貨

応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとし、通貨単位は円を使用すること。

(7) 市が提供する資料の取り扱い

本公募に関連して市が提供する資料は、本公募に係る検討以外の目的での使用を禁じる。また、市は必要に応じ、資料の返却を求められることができるものとする。

(8) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属するものとする。ただし、本件において公表する場合及びに市が必要と認める場合には、市は提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。

(9) 接触の禁止

募集要項等の公表後、本事業の運営事業者候補者決定までの間に、運営事業者候補者選定に関して、応募者やそれと同一と判断される団体等が、評価委員に面談を求めたり、応募者のPR資料等を提出することにより、自らを有利に、または他者を不利にするように働きかけたりすることを禁じる。また、評価委員会の動向等を聴取することも禁じる。これらの禁止事項に抵触したと評価委員会が判断した場合は、当該応募者は失格とする。

第5 運営事業者候補者決定後の流れ

1 協議について

運営事業者候補者に決定した事業者は、市と各種契約・協定内容の協議を行う。なお、募集要項に記載のない事項についても別途協議する。

2 決定後の取消について

運営を開始するまでの間に、運営事業者候補者が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合には、市は運営事業者候補者の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 正当な理由がなく、各種契約書の締結に応じない場合。
- (2) 業務の履行が確実にないと見込まれる場合。
- (3) 著しく社会的信用を失うに至った場合。
- (4) 運営事業者候補者に決定後、市が示す事項を遵守しない場合、または、「第2 応募に関する参加資格と条件等 1 応募者の参加資格」を満たさないと認められた場合。
- (5) その他、運営事業者候補者として相応しくないと認められる場合。

3 市の免責事項

選考された運営事業者候補者が「2 決定後の取消について」の各事項により運営事業者候補者の決定を取り消された場合、当該事業者が施設の運営の準備のために負担した費用などについて、市は補償しないものとする。

第6 その他

1 情報公開

(1) 応募書類等

選定された運営事業者候補者については、契約候補者を特定するためのプロポーザルガイドラインに基づき、市に提出された書類は、事業者名を含め、運営事業者候補者決定後、原則としてホームページにて公開する。

(2) 評価結果

応募事業者の評価結果については、運営事業者候補者が決定後、原則としてホームページにて公開とする。ただし、選定されなかった事業者の名称を非公表、点数は公表とする。

(3) 情報公開請求について

提出された提案書等について町田市情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合は同条例に基づき原則として公開する。

2 問い合わせ及び応募書類配布・提出先

〒194-0035 町田市忠生3丁目6番2号
町田市障がい者福祉センター ひかり療育園
TEL : 042(794)0730 (直通)
FAX : 042(794)0772
e-mail : mcity5050@city.machida.tokyo.jp

資料編

物件概要書

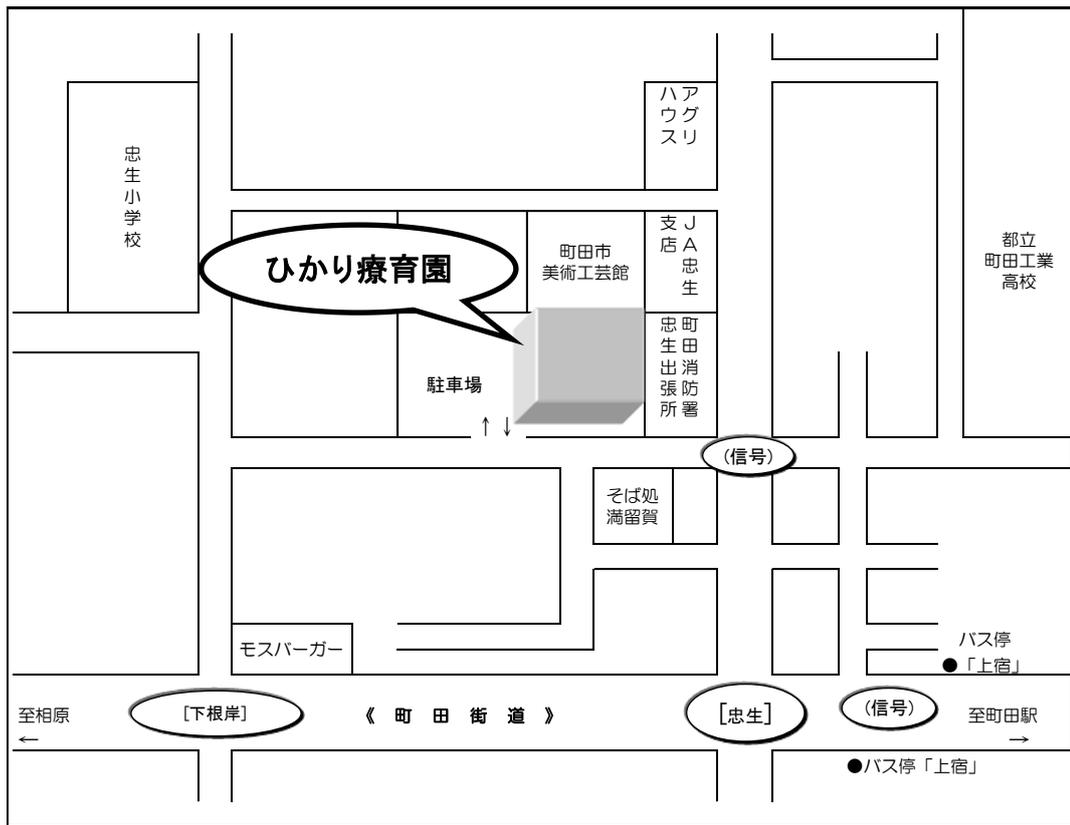
園内の施設設備の概要は、以下の通り。

| | |
|--------|-----------------------|
| 敷地面積 | 1993.08m ² |
| 建築延床面積 | 1531.64m ² |
| 1階床面積 | 1048.84m ² |
| 2階床面積 | 414.00m ² |
| 車庫 | 49.60m ² |
| 外倉庫 | 19.20m ² |

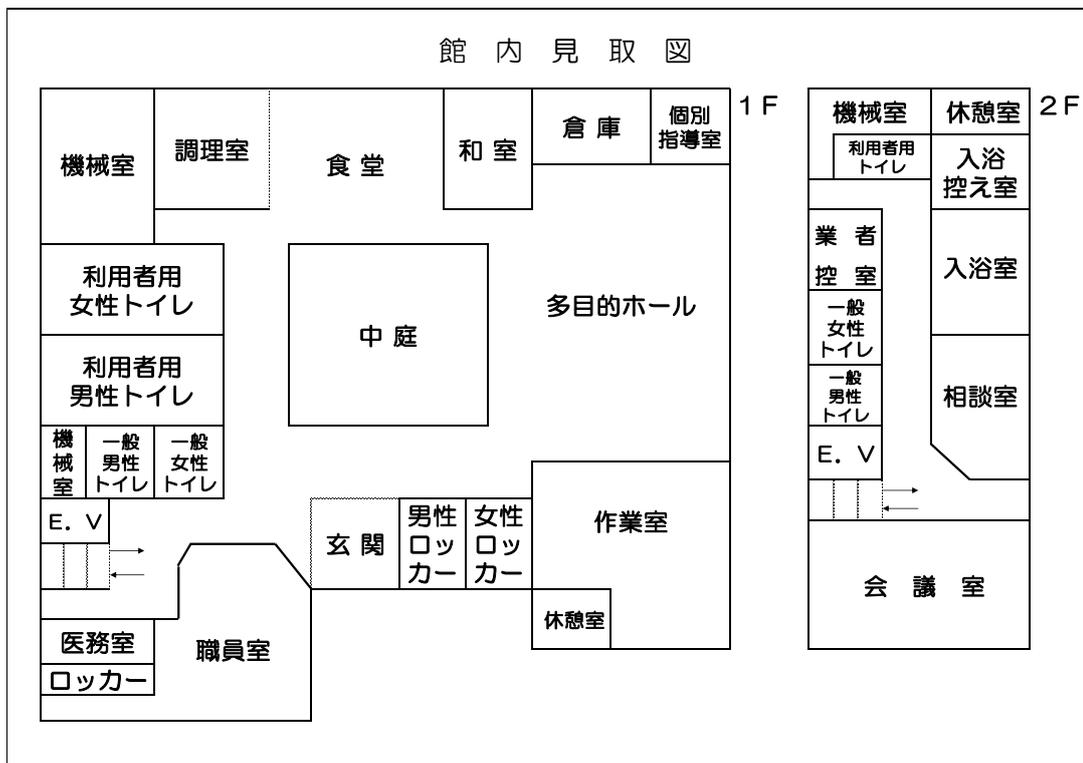
| | | | |
|---------------------------------------|-----------------------|---------------------|---------------------------------------|
| 1 F 計 1117.64 m ² | 多目的ホール | 165.0m ² | |
| | 作業室 | 117.4m ² | |
| | 訓練室 | 49.5m ² | |
| | 個別指導室 | 14.0m ² | |
| | 食堂 | 102.4m ² | 休憩スペース(和室10畳)含む |
| | 調理室 | 30.0m ² | |
| | 職員室 | 109.4m ² | 職員ロッカー含む |
| | 玄関スペース | 48.9m ² | |
| | 利用者トイレ | 86.0m ² | 男性43m ² 女性43m ² |
| | 一般トイレ | 13.3m ² | |
| | 利用者更衣室 | 26.3m ² | |
| | 医務室・静養室 | 21.6m ² | |
| | 送迎車庫 | 49.6m ² | |
| | その他スペース | | 廊下、階段、エレベーター 倉庫、外倉庫等 |
| 2 F 計 414.00 m ² | 入浴控室 | 49.6m ² | 和室6畳2部屋、台所、食堂、 入浴後の休憩室として利用 |
| | 入浴室 | 41.0m ² | 脱衣室含む、機械浴槽、一般浴槽 |
| | 会議室 | 90.0m ² | 図書コーナー含む |
| | 相談室 | 52.3m ² | |
| | 運転手控室 | 18.6m ² | |
| | その他スペース | | 廊下、機械室、トイレ等 |
| 合計 | 1531.64m ² | | |

(注1) 応募に当たっては、施設の状態及び周辺環境を十分確認すること。

(注2) 本物件概要書は、参考のため提示するものであり、故意または重過失により、認識している事項を記載しなかった場合、または誤った記載をした場合を除き、一切責任を負わない。



●小田急線町田駅・JR町田駅下車→ 町田バスセンター⑩⑭番から乗車、上宿バス停下車(約15分)、徒歩5分
 (淵野辺駅北口行き、橋本駅北口行き、野津田車庫(図師経由)行き、小山田行き)



1 生活介護事業

| | |
|----------|---|
| 1日あたりの定員 | 25人 |
| 業務日 | 原則、毎週月曜日から金曜日 (祝日、年末年始及び事業者の定める日を除く) |
| 受付時間 | 午前8時30分～午後5時00分 |
| サービス提供時間 | 午前9時00分～午後4時00分 |

利用者情報 (2021年7月1日現在)

性別

| 性別 | 人数 |
|----|-----|
| 男性 | 24人 |
| 女性 | 17人 |
| 合計 | 41人 |

年齢構成

| 年齢区分 | 人数 |
|---------|-----|
| 18歳～29歳 | 5人 |
| 30歳～39歳 | 5人 |
| 40歳～49歳 | 12人 |
| 50歳～59歳 | 14人 |
| 60歳以上 | 5人 |

在籍期間

| 在籍年数 | 人数 |
|--------|-----|
| 1年未満 | 4人 |
| 1年～3年 | 4人 |
| 3年～5年 | 8人 |
| 5年～10年 | 6人 |
| 10年以上 | 19人 |

曜日別利用者数

| 曜日 | 登録利用者数 |
|----|--------|
| 月 | 22人 |
| 火 | 23人 |
| 水 | 18人 |
| 木 | 20人 |
| 金 | 20人 |

障がい別利用者数

| 障害種別 | 人数(重複あり) |
|-------|----------|
| 知的障がい | 30人 |
| 身体障がい | 19人 |
| 精神障がい | 4人 |

障害支援区分別の利用日数

| 区分 | 週1日 | 週2日 | 週3日 | 週4日 | 週5日 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 区分3 | 1人 | 3人 | 1人 | 0人 | 0人 | 5人 |
| 区分4 | 2人 | 4人 | 2人 | 0人 | 0人 | 8人 |
| 区分5 | 3人 | 4人 | 1人 | 1人 | 0人 | 9人 |
| 区分6 | 2人 | 5人 | 5人 | 3人 | 4人 | 19人 |
| 合計 | 8人 | 16人 | 9人 | 4人 | 4人 | 41人 |

(参考) 平均障害支援区分：2020年度5.4

| | サービス内容 | 支援方法 |
|---------|--------|---|
| 生活支援 | 食事 | 利用者それぞれの咀嚼や嚥下に合わせた食物形態にするため、みじん切り、トロミ付け等の再調理を行った食事を提供。また、利用者の身体状況に合わせて、食事支援を行う。 |
| | 排泄 | 利用者の身体状況に応じて、排泄支援を行う。また、衣類の汚損など、状況に応じた衣服の着脱支援も実施。 |
| | 口腔ケア | 昼食後、歯ブラシやスポンジブラシ等を使用し、口腔内を洗浄。 |
| | 服薬管理 | 服薬希望者からの依頼により、看護師の管理の元、個別の事情に合わせて服薬を支援。また、状況に合わせて頓服薬を使用。 |
| | その他 | 個別支援計画書を基に、個別事情に合わせて様々な支援。また、個別の身体状況に合わせ、胃ろうや吸引器の使用などの医療的ケアを看護師が実施。 |
| 希望者への支援 | 入浴 | 希望者に対し、週一回を目安として入浴支援員による入浴支援付きの、無料入浴サービスを提供。身体状況に合わせて一般浴槽や機械浴槽を使い、安心安全な入浴を実施。 |
| | 送迎 | 希望者に対し、市内全域を対象とした無料の送迎サービスを提供。委託ドライバー1名、添乗員（職員）1名の計2名で送迎支援。 ※車イスに対応したリフト付き車両を使用。 |

| 活動の種類 | 具体的な活動内容 |
|----------|---|
| 文化的活動 | 音楽療法士による音楽活動（年24回）、花見や七夕、クリスマス等季節に合わせた活動 |
| 創作的活動 | 展示物、陶芸、園芸、調理、広報誌等の創作活動 |
| レクリエーション | クイズ、ゲーム、カラオケ等の心身の活性化活動 |
| スポーツ | 身体ほぐし、ダンス、風船バレー等の身体を動かす活動 |
| 園外活動 | 散歩、近隣や遠方への外出活動 |
| その他 | 個別事情に合わせた活動の他、作業療法士（年24回）、理学療法士（年14回）による助言、内科医（年24回）、整形外科医（年6回）、精神科医（年3回）の健診及び健康相談、歯科健診や歯みがき教室を各年1回ずつ |

現在の送迎体制について

| 送迎車両 | 車両タイプ | 最大乗車人数 (車椅子) | 最大乗車人数 (車椅子以外) | 送迎ルート (目安) |
|------|--------|-----------------|--|-------------------|
| 1号車 | ワゴン車 | 3台 | 車いす3台乗車時は2人 車いす2台乗車時は5人 (運転手・添乗員を除く) | 木曾・忠生周辺・ 町田駅方面 |
| 2号車 | ワゴン車 | | | 金森・南町田方面 |
| 3号車 | マイクロバス | 5台 | 4人 (運転手・添乗員を除く) | 小山・相原方面 |
| 4号車 | マイクロバス | | | 金井・鶴川方面 |

最大乗車人数については自動車メーカーの定員ではなく、ひかり療育園の基準として記載。

ワゴン車・マイクロバスともに運転手は委託、添乗はひかり療育園職員が行っている。

送迎は朝と夕方に実施

入浴サービス利用者 (2021年7月1日現在)

| | 一人当たりの入浴時間 | 男性利用者数 | 女性利用者数 | 合計 |
|-----|------------|--------|--------|-----|
| 一般浴 | 25分～45分 | 7人 | 1人 | 8人 |
| 機械浴 | 15分～20分 | 8人 | 6人 | 14人 |

職員の配置状況

| 職種 | 常勤 | 非常勤 | 常勤換算後の人数 |
|-----------|-----|-----|----------|
| 管理者 | 1人 | 0人 | 1人 |
| サービス管理責任者 | 1人 | 0人 | 1人 |
| 生活支援員 | 8人 | 7人 | 13.6人 |
| 入浴支援員 | 0人 | 2人 | 1.4人 |
| 看護師 | 1人 | 2人 | 2.4人 |
| 相談員 | 2人 | 0人 | 2人 |
| 庶務 | 3人 | 0人 | 3人 |
| 作業療法士 | 0人 | 1人 | 0人 |
| 理学療法士 | 0人 | 1人 | 0人 |
| 音楽療法士 | 0人 | 1人 | 0人 |
| 内科医 | 0人 | 1人 | 0人 |
| 整形外科医 | 0人 | 1人 | 0人 |
| 精神科医 | 0人 | 1人 | 0人 |
| 合計 | 16人 | 17人 | 24.4人 |

非常勤職員の勤務形態

生活支援員⇒勤務日数：月 16 日、1 日の勤務時間：7 時間 45 分、常勤換算 0.8 人

看護師・入浴支援員⇒勤務日数：月 20 日、1 日の勤務時間：6 時間、常勤換算 0.7 人

2 高次脳機能障がい者相談支援事業

東京都区市町村高次脳機能障害者支援促進事業として実施。

東京都から事業費の4分の3（最大3,076,000円）の補助金が交付されている。

2020年度の事業費4,102,000円（補助金3,076,000円+支弁1,026,000円）

| 業務内容 | 説明 |
|-----------|--|
| 個別相談支援の実施 | 面接や電話による高次脳機能障がいの当事者・家族などへの相談支援を実施し、必要に応じて関係機関に連絡し、調整・訪問を行う。 |
| ひかりサロンの実施 | 高次脳機能障がい者のつどいであるひかりサロン（年13回）を実施し、活動を通じて当事者・家族等の支援を専門職とともに行う。 |
| 関係機関との連携 | 町田市高次脳機能障がい関係機関等連絡会（21機関）を事務局として年3回実施。南多摩高次脳機能障害支援協力施設連絡会（八王子市・多摩市・日野市・稲城市および医療機関など8機関）に月1回参加し、情報交換等を行う。 |
| 福祉講座の開催 | 高次脳機能障がい当事者・家族や市民・障がい者施設職員向けに高次脳機能障がいの周知・啓発を目的に年2回講演会を実施する。（2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の関係で1回のみ実施）。 |

ひかりサロン（高次脳機能障がい者のつどい）

2020年度実績 年13回実施 現在のサロンメンバー：12名 当事者家族：12名

活動の中で作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、音楽療法士等専門職のアドバイスを通年で受け、活動を実施している。

| | 日程 | 活動内容 |
|---|---------------|-------------------------|
| 1 | 2020年6月17日（水） | 頭や身体を使うゲーム |
| 2 | 2020年7月1日（水） | 昨年度の振り返り等話合い 頭や身体を使うゲーム |
| 3 | 2020年7月29日（水） | 地域活動についての話し合い 制作（張りづくり） |

| | | |
|----|----------------|-------------------------|
| 4 | 2020年9月4日(金) | 音楽療法士による活動 |
| 5 | 2020年9月16日(水) | 地域の清掃活動 |
| 6 | 2020年10月2日(金) | 音楽療法士による活動 |
| 7 | 2020年10月21日(水) | 音楽療法士による活動 |
| 8 | 2020年11月27日(金) | 地域の清掃活動の振り返り 頭や身体を使うゲーム |
| 9 | 2020年12月16日(水) | 年末パーティー 頭や身体を使うゲーム |
| 10 | 2021年1月8日(金) | 年末年始の報告 頭や身体を使うゲーム |
| 11 | 2021年1月22日(金) | 来年度に向けた話し合い 頭や身体を使うゲーム |
| 12 | 2021年2月3日(水) | 食事会に向けた話し合い 頭や身体を使うゲーム |
| 13 | 2021年2月20日(土) | 食事会 1年間の振り返りのスライドショー |

3 施設貸出事業

地域への貢献、障がい者の福祉の増進を目的に、園の事業に支障のない時間帯に施設の貸し出しを実施している。

- (1) 貸出場所：多目的ホール及び会議室
- (2) 貸出時間：午前9時～午後9時30分（12月29日～1月3日は休業）
- (3) 貸出対象：福祉団体・近隣町内会
- (4) 申込方法：貸出日の2ヵ月前からひかり療育園にて受付

貸出実績

| | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 貸出団体数 | 9団体 | 8団体 | 3団体 |
| 延べ利用回数 | 69回 | 66回 | 22回 |
| 延べ利用人数 | 2,229人 | 2,032人 | 474人 |

※2020年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、貸し出しを制限したことにより、貸し出し回数は減少。

ひかり療育園事業決算

【歳出】

◆ひかり療育園運営費（職員人件費を除く）

| 年度 | 金額 |
|--------|-------------|
| 2018年度 | 42,510,486円 |
| 2019年度 | 42,376,287円 |

※2019年度の金額は（a）＋（b）＋（c）

◆2019年度内訳

管理事務（施設管理等にかかる経費）

| 費目 | 歳出額（円） | 備考 |
|--------------|-----------|---|
| 旅費 | 108,292 | 園外活動の日当、研修出張旅費など |
| 消耗品費 | 414,819 | 事務用品・トイレトーパーなど |
| 光熱水費 | 2,660,891 | 電気・ガス・上下水道 |
| 施設修繕料 | 569,261 | トイレ・浴室など施設内の各種修繕 |
| 電話料 | 282,664 | 固定電話の利用料（5回線） |
| 賠償責任等保険料 | 5,000 | 隣の駐車場で市民やひかり療育園来園者が怪我等した場合の保険 |
| 施設等管理委託料 | 3,068,660 | 建物総合管理委託 2,608,650 会議室等施設管理業務委託 460,010 |
| 機器等保守点検委託料 | 1,622,338 | 昇降機保守点検業務委託 706,320 自動ドア保守点検業務委託 43,600 自家用電気工作物保安業務委託 244,486 施設定期点検業務委託 151,200 消防設備保守点検業務委託 257,365 ガス・ボイラー保守点検業務委託 219,367 |
| 警備委託料 | 464,340 | 夜間機械警備（セコム） |
| 収集・処分等委託料 | 202,828 | 事業用廃棄物収集運搬処理 |
| 清掃委託料 | 37,800 | 貯水槽清掃費用 |
| 剪定・除草委託料 | 239,250 | 樹木剪定（敷地内の桜の伐採） |
| 複写機使用料 | 49,686 | コピー機リース |
| 自動体外式除細動器借上料 | 69,324 | 自動体外式除細動器（AED）リース |
| 管理事務 計 | 9,814,124 | （a） |

療育事業（生活介護事業及び訪問事業にかかる経費）

| 費目 | 歳出額（円） | 備考 |
|--------------------------|------------|---|
| 報償費 | 952,000 | OT、PT、MT、陶芸教室の指導謝礼 |
| 消耗品費 | 451,546 | 療育事業用・入浴用・センター祭り用消耗品 |
| 備品修繕料 | 96,656 | 機械浴槽・リフトの修繕 |
| 賄材料費 | 69,934 | 調理活動、喫茶、水分補給用の麦茶等 |
| 医薬材料費 | 127,978 | 消毒液、マスク、綿棒、酒精綿等 |
| 電話料 | 61,200 | 携帯電話使用料（携帯電話5台） |
| ピアノ調律手数料 | 12,100 | 年1回 |
| 損害保険料 | 178,000 | 利用者対象傷害保険料 |
| 賠償責任等保険料 | 54,390 | 利用者及び施設対象の賠償責任保険 39,390 ※在宅障がい者出張支援に関する賠償責任保険 15,000 |
| 事務・事業委託料 | 27,554,863 | 自動車運行管理業務委託 7,298,640 自動車運行業務委託 18,617,196 指導医嘱託医委託 1,639,027 |
| 施設等管理委託料 | 61,160 | 機械浴槽の保守点検 |
| ※会場借上料 | 134,770 | MMF 会場借り上げ料・付属設備利用料 |
| 自動車借上料 | 1,516,800 | 送迎用車両借り上げ料（ワゴン車2台分） |
| 入場料 | 69,637 | 園外活動用 |
| 有料道路通行料 | 19,480 | 園外活動用 |
| 駐車場使用料 | 17,000 | 園外活動用 |
| 原材料費 | 35,583 | 活動で使用する粘土、プラダンボードなど |
| 備品購入費 | 331,495 | 音響機器、紫外線保管庫 |
| 研修負担金 | 152,100 | 社会福祉主事、摂食・嚥下、てんかん講座等 |
| ※MMF 負担金 | 1,000 | 事務用品の購入 |
| 東京都障害者通所活動 施設職員研修会負担金 | 3,000 | 年会費（研修が会員価格にて受講可） |
| 療育事業計 | 31,900,692 | (b) |

※印の事業については、移譲に関して関係ない費用です。

在宅福祉サービス事業（高次脳機能障がい者相談支援事業、成年後見相談事業にかかる経費）

| 費目 | 歳出額（円） | 備考 |
|-------------|---------|---|
| 報償費 | 641,600 | 高次脳機能障がい等の講演会謝礼 臨床心理士、OT、ST（ひかりサロン実施時の高次脳機能障がいの当事者等への指導） |
| 消耗品費 | 28,842 | 事業用消耗品 |
| 研修負担金 | 10,000 | 高次脳機能障がいに関する研修 |
| 在宅福祉サービス事業計 | 680,442 | （c） |

【歳入】

| 年度 | 金額 |
|--------|-------------|
| 2018年度 | 65,489,613円 |
| 2019年度 | 60,346,371円 |

◆2019年度内訳

| 費目 | 歳入額（円） | 備考 |
|----------------|------------|-----------------------------------|
| ひかり療育園使用料 | 111,600 | 生活介護サービスの利用にあたって、自己負担額が必要な利用者の利用料 |
| 高次脳機能障がい者支援事業費 | 3,076,000 | 東京都の区市町村高次脳機能障害者支援促進事業補助金 |
| 電話使用料 | 660 | ※1 公衆電話の利用料 |
| センター祭り模擬店収入 | 12,125 | ひかり療育園センターまつりでのゲームコーナーの利用料 |
| 雇用保険本人負担金 | 6,296 | ※2 臨時職員の雇用保険料 |
| 自立支援給付費 | 56,892,100 | |
| デイサービス利用者負担金 | 145,700 | 喫茶活動・入浴時のタオル等の貸し出しなど利用者の実費負担金 |
| 実習生受入謝礼 | 101,865 | 社会福祉士等の資格取得のための実習生の謝礼 |
| 歳入合計 | 60,346,371 | |

※1 現在、公衆電話は撤去しており、電話使用料はありません。

※2 移譲に関しては関係ない収入です。

事業候補者 評価項目

1 法人の概要・実績・安定性について

| 評価項目 | 評価の視点・基準 | 配点 |
|---------------|---|----|
| 法人の理念及び応募の動機 | 法人の基本理念が共感でき、応募の動機が適切か。 ひかり療育園を引き継ぐにあたっての責任、市の福祉行政への協力など公の施設を引き継ぐに相応しいか。 | 30 |
| 生活介護サービスの運営実績 | ひかり療育園の運営に活かすことができる実績は十分か。 | |
| 法人の財務状況 | 事業を継続的に運営するための経営の安定性があるか。 | |

2 生活介護サービスの維持・向上について

| 評価項目 | 評価の視点・基準 | 配点 |
|-----------------|--|----|
| 生活介護サービス全般の運営方針 | 定員・開所日・開所時間等の運営方針が現在のひかり療育園のサービスと比較して十分か。活動内容や外出活動等の年間の行事についての方針が利用者にとって魅力的か。医療的ケアの利用者の受入れについての考え方や実施方針が適切か。 | 80 |
| サービス個々の支援方針 | 食事の提供方法や食事支援、排泄の支援、入浴・送迎サービスについての考え方や実施方針が適切か。 | |
| 利用者の支援・管理体制 | 利用者に対する職員の支援体制、何か問題が生じた際の利用者へのフォローなどの考え方が適切か。 | |

3 生活介護以外の事業の運営方針について

| 評価項目 | 評価の視点・基準 | 配点 |
|------------------------|--|----|
| 高次脳機能障がい者相談支援事業の実施について | 高次脳機能障がい者への支援や支援に関わる関係機関との連携についての考え方が適切か。当事者・家族のグループ活動の運営方針と事業計画が適切かつ実行性があるか。高次脳機能障がいの理解および普及啓発の取り組みについての方針が適切か。 | 45 |
| 地域交流事業について | これまで築いてきた地域とのつながりを引き継ぐ考え方が適切か。地域貢献の重要性への理解が十分か。 | |
| 施設貸出事業について | 施設貸出事業を通じ、福祉団体の活動を支援していく姿勢が見られるか。 | |
| 二次避難施設（福祉避難所）の運営について | 二次避難施設について、ひかり療育園を引き継ぐ役割・立場を認識し、町田市や関係機関と連携して積極的に取り組んでいく姿勢が見られるか。 | |
| 実習生・ボランティアの受け入れについて | 社会福祉士・教員免許等の資格取得を目指す実習生およびボランティアの受け入れについての方針が適切か。 | |

4 運営費補助・新規事業の提案・施設整備の提案

| 評価項目 | 評価の視点・基準 | 配点 |
|---------------|--|----|
| 資金収支計画書・運営費補助 | 移譲後 1 年目から 6 年目までの事業計画（利用定員・利用率、職員体制）などに基づいた資金収支計画および、必要とする運営費補助金額が妥当な金額か。また、運営費補助が無くなった際も、安定した運営を行っていくことができる見込みがあるか。 | 80 |
| 新規事業の提案 | 新規事業の具体的な手法が示され、利用者のサービス向上に期待ができるか。また、町田市にとって有益なものか。提案内容に無理がなく、実現可能な提案か。 | |
| 施設整備の提案 | <p>【園舎の改修の場合】</p> <p>改修によって機能向上があるか。ある場合はその費用対効果が適切か。</p> <p>【園舎の建替えの場合】</p> <p>建替えによって利用者のサービス向上につながるような具体的な提案が行われ、かつその費用対効果が適切か。</p> | |

5 その他施設運営の全般的事項について

| 評価項目 | 評価の視点・基準 | 配点 |
|------------------------|--|----|
| 利用者・家族との連携に対する考え方 | 移行後の利用者・家族の不安解消や信頼関係構築への取り組みは適切か。利用者・家族との情報交換・意見聞き取りに対する考え方や手法が適切か。利用者満足度の向上を目指す取り組みは十分か。 | 45 |
| 移譲後の職員体制・人材確保・人材育成について | 職員の配置計画が募集要項の条件に照らし合わせて適正か。専門職の配置等が、従前のサービスと比べて見劣らないか。職員の採用計画が適切か。職員の人材育成に関する基本的な考え方や具体的な研修計画、それを実現し継続するための方針が適切か。 | |
| 危機管理体制について | 事故防止対策・事故発生時の対応、防災対策、感染症対策等についての考え方は適切か。 | |
| 利用者の権利擁護について | 利用者の人権尊重に対する基本的な考え方は適切か。虐待防止・身体拘束の廃止に向けた具体的な取り組みが適切か。 | |
| 法令遵守・個人情報保護について | 法令遵守（コンプライアンス）・情報公開・個人情報保護について取り組みや体制は適切か。 | |

提出書類一覧

事業者を選定するにあたり、下記の項目 1～3 の書類を提出すること。項目 4 の書類は、必要に応じて提出すること。なお、下記以外の資料についても追加提出を求める場合がある。

1. 申込みに関する書類 【2021年 8月23日（月）提出〆切】

| | 提出書類 | 記載内容、注意事項等 | 様式 |
|---|-------------|------------|------|
| 1 | プロポーザル参加申請書 | | 様式 1 |
| 2 | 誓約書 | | 様式 2 |

2. 事業者の概要・財務状況等に関する書類 【2021年 9月22日（水）提出〆切】

| | 提出書類 | 記載内容、注意事項等 | 様式 |
|----|-------------------------------------|--|---------------|
| 3 | 法人概要 | | 様式 3 |
| 4 | 生活介護サービス運営実績表 | | 様式 4 |
| 5 | 法人の登記事項証明書 （履歴事項全部証明書） | 発行から 3 カ月以内のもの | 公的機関 発行のもの |
| 6 | 法人の印鑑証明書 | 発行から 3 カ月以内のもの | 公的機関 発行のもの |
| 7 | 定款の写し | | 任意様式 |
| 8 | 役員名簿 | | 任意様式 |
| 9 | 資金収支計算書及びこれに付 随する資金収支内訳表 | 直近 3 カ年分 | 任意様式 |
| 10 | 事業活動収支計算書及びこれ に付随する事業活動収支内訳 表 | 直近 3 カ年分 | 任意様式 |
| 11 | 貸借対照表 | 直近 3 カ年分 | 任意様式 |
| 12 | 財産目録 | | 任意様式 |
| 13 | 事業計画書及び事業報告書 | 直近 3 カ年分 | 任意様式 |
| 14 | 納税証明書 | 国税および地方税の納税証明書または 滞納がないことが分かる証明書 | 公的機関 発行のもの |
| 15 | 指導監査記録 | 直近 3 カ年分の監督官庁から受けた指 導監査結果通知および指摘事項改善状 況報告書（指摘があった場合） | 任意様式 |

3.事業計画に関する資料 【2021年9月22日(水)提出〆切】

| | 提出書類 | 記載内容、注意事項等 | 様式 |
|----|-------------|---|-------|
| 16 | 事業提案書 | 応募にあたって、各事業へ取り組む考え方について記入 | 様式5 |
| 17 | 資金収支計画書 | 2022～2027年度にかけての資金収支について記入する様式 | 様式6-1 |
| 18 | 事業運営状況見積書 | 2022～2027年度にかけての事業運営状況の見込みについて記入する様式（資金収支計画書と整合させること） | 様式6-2 |
| 19 | 新規事業提案書 | 既存事業以外に取り組む予定の新規事業について提案する様式 | 様式7 |
| 20 | 施設整備提案書 | 施設整備手法および実施概要・費用等について提案する様式 | 様式8 |
| 21 | 職員配置計画書 | 2022～2027年度の職員配置見込みについて記入する様式 | 様式9-1 |
| 22 | 職員の勤務体制一覧表 | 移行初年度（2022年度）の詳細な職員配置について記入する様式 | 様式9-2 |
| 23 | 施設長（予定者）履歴書 | 施設長として配置する予定の者について、経歴等を記入する様式 | 様式10 |

4.その他 【任意での提出】

| 提出書類 | 記載内容、注意事項等 | 提出期間 | 様式 |
|----------------|--|-------------------------------|------|
| 施設見学及び説明会参加申込書 | 現地公開への参加を希望する場合に提出 | 2021年 8月6日(金)～ 8月13日(金) | 様式11 |
| 質疑書 | プロポーザルに関する質問事項があった場合に提出 | 2021年 8月27日(金) ～9月3日(金) | 様式12 |
| 応募辞退届 | プロポーザル参加申請書の提出後、何らかの理由により、選考を辞退する場合に提出 | | 様式13 |

5. 応募書類の提出方法について

- 正本1部及び副本9部の合計10部を紙ベースで提出すること。
- 紙ベースの提出書類とは別に、電子データで提出可能な書類のみ、電子データを1部CD-Rで提出すること。
- 原本は正本に添付し、副本にはコピーを添付すること。
- 副本は、事業者や個人が特定できる部分をふせるように加工すること。
- 提出書類は、A4判普通紙を使用すること。
- 提出書類の種類ごとに表紙を作成し、書類名のインデックスをつけること。
- 別紙『提出書類一覧表』にチェックを入れ、先頭に添付すること。
- A4サイズのフラットファイルに綴じること。

※ 締め切り後の提出は一切認められません。また、提出後の内容変更は原則不可とする。

※ 応募様式等については、町田市ホームページからダウンロードすること。

掲載場所： <町田市ホームページ>

URL；<http://www.city.machida.tokyo.jp>

事業者の皆さんへ>入札・契約>プロポーザルによる契約案件の公表>公募型プロポーザル

<製本例>

